

“ターミナルは一足お先に春気分”

厳寒の1月17日、大雷神社(小高)氏子の皆さんによる恒例となった小正月伝統の“団子さし”の飾り付けが、福島空港ターミナルビル・ロビーで行われました。



↓国内線中々

飲食店のご案内

広報

たまかわ

2

2008

<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp>

No.498

はたちの門出を祝う。

平成20年の成人式が、1月13日(日)マーヴェラス末広で開催されました。今年の新成人は、男性が54名、女性が53名で合わせて107名が晴れて大人の仲間入りをしました。

式典では、石森村長が式辞、林芳子教育委員長があいさつを述べた後、代表の関根昌明さん(川辺)に成人証書と記念品が手渡されました。

来賓の矢部玄信村議会議長、小針一二選挙管理委員長がそれぞれ祝辞を贈り、最後に新成人者を代表して、野口友香さん(北須釜)が謝辞を述べました。

新成人の中から6名の方々より『はたちの感想文』が寄せられましたのでご紹介します。

『はたちの感想』



矢吹真純さん
(小高)

私が今二十歳になって二番に思うことは、両親への感謝の気持ちです。今まで好き放題、我がままに放しだした私は、いとも甘えていて親のことなど考えていませんでした。でも、私が悩んだ時や困っている時には話を聞いてくれたり、アドバイスしてくれていました。でも普段はそれが当たり前のことだと思ってしまう、こうして何かキッカケがないと考えることもありませんでした。

今までは未成年だから、学生だからって理由で済まされてきたことが沢山あると思います。二十歳になることで急に何か変わる訳ではないけれど、これからはひとりの大人として、相手の事を思いやることを忘れず、また、社会に出てからは責任ある行動をしたいと思います。

『成人を迎えて』

私はこの度、二十歳という一つの節目の歳を迎えました。振り返ってみると、二十年はアツという間であり、正直二十歳になった美感が湧きません。しかし、社会的な役割や責任は、成人を迎えた一人として自覚を持つて精一杯果たしていきたいと思えます。



塩澤真希さん
(南須釜)

私は今、進学を機に家族の元を離れ、埼玉県で看護師になるための勉強をしています。

看護の勉強や実習を通して、看護師という職業は人の命に関わる仕事であるので、医療に関する知識は勿論、責任感を持つていなければできない職業だと思いました。成人を迎え、今以上に責任感を養っていかねばならないと感じています。

大学生生活を通し、同じ夢を持つ友達と生活する中で、色々な考えや価値観に触れ、自分の考えの甘さを感じさせられる事もありました。しかし、数多くの刺激を受けることで成長できていると感じます。

また、一人暮らしをするようになって改めて家族の有難さを感じました。一人暮らしをしてみて、ずいぶん家族に甘えていたんだなと身にしみてわかったと同時に、その存在の大きさを知りました。また、バイトを通してお金を稼ぐ事の大変さ、お金の大切さもわかりました。

二十代を迎え、自分の行動には責任を持って、応援してくれている家族のために、そして自分のためにも、今やるべき事をしっかりやり、選んだ道を自信と自覚を持って進んでいこうと思います。

最後に、こうして二十歳を迎えられたのも、両親と家族の支えがあったからであり、

とても感謝しています。私なりに将来に向け希望を持ち頑張っていきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願ひします。



『これから出会う縁ある人々に恥じることない人間になるよう邁進したい』と謝辞を述べる野口さん



『二十歳の感想』

一九八七年九月、玉川村の須釜に生まれて二十一年、保育園、小学校、中学校、高校を経て現在大学に籍をおいていますが、正直これまでアツという間でした。

保育園や幼稚園のときのこととはほとんど覚えていませんが、小学校で友達と遊んでいた時から八年、中学校の卒業と共に、須釜の仲間と離れて五年、高校で部活動に本気で取り組んだり、将来のことを考え始めたりした高校から卒業して



大野正博さん
(南須釜)

早二年。こんなにも早く二十歳になるとは思ってもいませんでした。しかし、そんな早く感じた時間でも少しづつ大人になっていった気がします。

中学校、高校では部活を通して礼儀や仲間の大切さを学び、大学では自分の行動に責任を持ち、各自が率先して動くことや、親元を離れ自分ひとりで生活していきついた親の大切さなど、他にもたくさんのことを学びました。

今年で二十歳になり、年齢的



石森村長から代表で成人証書を受ける関根さん

『二十歳の感想文』

には大人の仲間入りをして、自分でも成長していると感じますが、体は大人でも頭脳は子どもで、精神面はまだまだ半人前だと思います。些細なことで腹を立てたり、失敗したりして落ち込んだりすると、その

気持ちはずっとひきずったりしてしまつので、社会に出るまでにはこれらのことをなおしてあげたいと思います。

まだ、あまり時間がたつておらず、十代の時と変わったことは現時点ではありませんが、これから先にも言ったように、精神的に大きくなりたいです。

そして、親に感謝する気持ちを忘れず、玉川の名を活かさないよう、精一杯がんばりたいです。最後に、このたくさんさんの自然と多くの友達がいる玉川村に生まれて良かったと思えました。



佐藤岳生さん
(竜崎)

『はたちの感想文』

私のこの二十年間を振り返ると、楽しいことや悲しいことが色々あった。私が四つ時両親が離婚。その後母の実家のある玉川に十八になるまで約十四年間暮らした。父のことはまだ小さかったことや、あまり家に帰ってこなかったこともあり、あまり記憶になく、一緒にプレイズランドに行ったことが覚えていない。

そんな私に、母は時には優しく時には厳しく育ててくれた。そんな家族を心配させたのはやはり進学の時だった。特に高校進学の時が一番心配させてしまったと思う。二期入試が間近となつた二月下旬、私は目をケガしてしまつた。眼底出血だった。

医者からは、福島で治すなら二月、知り合いの医者がある東京の大病院なら「週間」と言われたが、時間がなかつた。なぜなら入試までのタイクミットが数日しかなかつたからだ。

らだ。

私は東京の病院に入院することを決めた。入院するなり治療が始まり何とか週間で退院することができた。そしてその後の入試の方も何とか合格することができた。ただでさえ入試のことで家族には心配をかけていたのに、そこに体の事と二重に心配をかけてしまったので、無事に退院と合格ができ、その時はおそらく他の受験生以上に喜んだ。

その後私は、高校から千葉の大学に進み救急救命士になるため勉強をしている。

私は、今まで心配をかけ、新たな自分の目標を応援してくれる家族に心から感謝したいと思う。



鈴木雅一さん
(川辺)

『二十歳になって思ったこと』

二十歳の誕生日を迎えても、自分が二十歳になった実感がわかなかつた。しかし、車の免許を取ったり、選挙の通知、年金の話が出てくると、本当に二十歳になったんだなと思えるようになった。

年齢的には大人として認められる歳になった。今までは親の同意が必要だったものも、自分の責任で決められるようになった。ただ、自分の責任で何かを判断できるほど、精神的に大人にはな

っていない。二十歳になって、最初に自分の責任で決めるのは、短大卒業後になると思う。人に甘えることなく、自分で決断していきたくて、一人暮らしを始めて、少しは自立できたと思つていただけ振り返ってみると自立できていなかった。これから親に頼り過ぎず、特に精神的に自立した大人になりたいと思つ



石井祐子さん
(竜崎)

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

20歳になったら 国民年金

国民年金の加入手続きは...

お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口または社会保険事務所で直接手続きができます。窓口までお越しいただくことができない場合は、郵送による手続きも可能です。

毎月の保険料は...

保険料(定額)は、月額14,100円(平成19年度)です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引となる前納制度もあります。また、定額保険料に加え月額400円の付加保険料を納付されれば、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

口座振替が便利でお得です！

口座振替は、金融機関等の窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落しされる翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落しされる当月末振替(早割)があります。早割は月額50円が割引されます。

毎月14,100円は払えない...

20歳になられ、所得が少なくて保険料を納めることが困難な方については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。手続きはお住まいの市町村役場の国民年金担当窓口または社会保険事務所で行ってください。

若年者納付猶予制度及び学生納付特例制度とは...

他の年齢層に比べ所得が少ない若年層(20歳代で学生以外)の方や所得の無い学生の方が、将来、年金を受給することができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受給できなくなることなどを防止するために、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

ポイント1

若年者 本人と配偶者の所得を審査
学生 本人の所得のみで審査

一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象になるか判定しますが、若年者納付猶予は本人と配偶者のみ、学生納付特例は本人所得のみで判定。

ポイント2

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害あるいは死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(子のいる妻または子)の方は遺族基礎年金を受け取ることができます。

猶予期間等の年金はどうなるの？

若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間にカウントされますが、年金額には反映されません。

そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっていきます(追納)

詳しくは郡山社会保険事務所(☎024-932-3434)または役場住民税務課(☎57-4624)までお問合せください。



20歳になったら 選挙権

責任ある大人の一人として、大切な1票の重みを感じてください。



平成20年3月23日(日)は玉川村議会議員一般選挙投票日です

告示日	3月18日(火)
投票	日時:3月23日(日)午前7時～午後7時 場所:各投票区投票所(投票所入場券に記載されます。)
開票	日時:3月23日(日)午後8時00分 開始予定 場所:玉川村民体育館(玉川村大字小高字中畷10)
期日前・不在者投票	期間:3月19日(水)～3月22日(土) 期日前・不在者投票所:役場北庁舎1階会議室 投票時間:午前8時30分～午後8時
投票できる方	投票できるのは、次の2つの要件を満たす方です。 ・昭和63年3月24日までに生まれた方 ・引き続き3ヶ月以上、玉川村に住民登録がある方 (転入者の場合は、平成19年12月17日までに玉川村に転入届を提出した方。) ただし、村内に居住の事実がある方に限ります。
投票所入場券	告示日以降、世帯別に郵送されます。

入場券を忘れずに

「投票所入場券」が郵送されますので、投票の際必ず持参してください。

「期日前投票」をご利用ください

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの予定がある場合は、事前に投票をすることができます。

病院・施設に入院(入所)中の方は.....

指定されている病院・施設に入院あるいは入所中の方については、病院・施設へ申し出ていただければ、不在者投票を行うことができます。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険証をお持ちの方で、障害の程度や要介護状態が「表1」に該当する人は、郵便等による不在者投票ができます。

選挙管理委員会に『郵便等投票証明書』の申請を行って証明書の交付を受けることにより、お住まいの場所から郵送で不在者投票ができます。

また、上肢あるいは視覚の障害程度が「表2」に該当する方は、代理記載人が代わって記載し投票することができます。なお、事前手続きが必要になりますので、お早めに選挙管理委員会にお問合せください。

表1 郵便等投票対象者該当一覧表

手帳・保険証	障害の程度・要介護状態	障害名
身体障害者手帳	1級・2級	両下肢・体幹・移動機能障害
身体障害者手帳	1級・3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
身体障害者手帳	1級・2級・3級	免疫の障害
戦傷病者手帳	特別項症、第1項症、第2項症	両下肢・体幹の障害
戦傷病者手帳	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
介護保険被保険者証	要介護5	

表2 代理記載対象者該当一覧表

区分	障害の程度	障害名
身体障害者手帳	1級	上肢・視覚の障害
戦傷病者手帳	特別項症、第1項症、第2項症	上肢・視覚の障害

問合せ先:選挙管理委員会事務局(総務課内)

☎ 57-4621

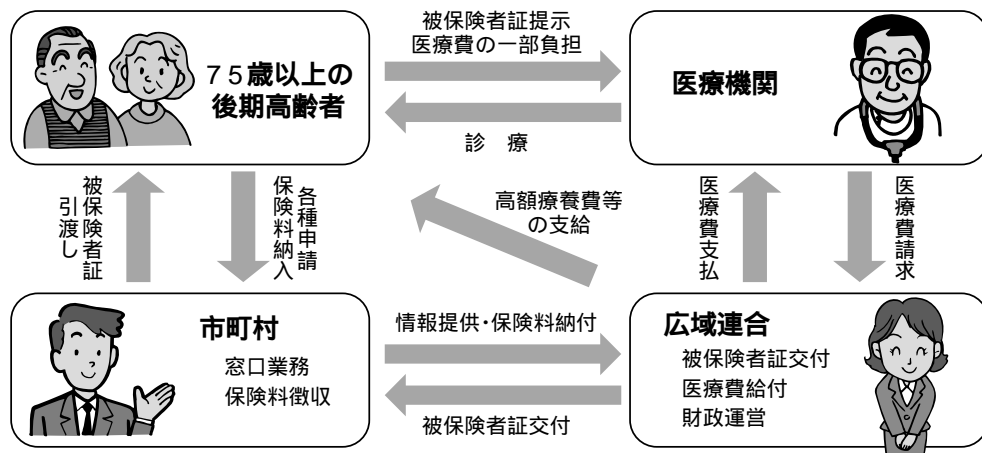
後期高齢者医療制度が 4月1日からスタート

『老人保健制度』から『後期高齢者医療制度』へ ここが変わります!!

	老人保健制度 平成20年3月31日まで	後期高齢者医療制度 平成20年4月1日から
制度内容	国民健康保険や社会保険等に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けます。	独立した後期高齢者医療制度に加入して医療を受けます。今まで加入していた国民健康保険等から脱退します。
運営主体	市町村が運営します。	都道府県ごとに設立した後期高齢者医療広域連合が運営します。窓口業務、保険料の徴収業務については、市町村が行います。
対象者 (被保険者)	・75歳以上の方 ・65歳から74歳で、一定の障がいがある方	<老人保健制度と同じです> 現在、老人保健制度に加入している方はそのまま移行します。
対象となる日	・誕生月の翌月から ・一定の障がいがある方は認定月の翌月から	・75歳の誕生日から(手続は不要) ・一定の障がいがあると、広域連合が認めた日から(加入申請が必要)
医療機関での窓口負担	かかった医療費の1割(現役並み所得は3割)を負担	<変更ありません>
被保険者証	加入健康保険の被保険者証と老人医療受給者証の両方を医療機関で提示します。	新しい後期高齢者医療被保険者証を医療機関で提示します。被保険者証は3月末に送付します。
保険料	国保や社会保険等、加入中の保険者へ各々が納めます。	保険料は前年の所得等に応じて個人単位で納めます。
保険料を滞納したとき	「資格証明書」交付の対象になりません。	特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、「短期被保険者証」や「資格証明書」が交付されます。

制度のしくみ

広域連合が運営を行い、市町村では保険料徴収と窓口業務を行います。また、被保険者は保険料を納め、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して診療を受けることになります。



詳しくは、福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025 および県庁国民健康保険グループ ☎024-521-7204 または 役場健康福祉課 ☎57-4623 までお問合せください。

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上の高齢者を対象とした新たな高齢者医療制度が始まります。これまでは、75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方は、国保や社会保険等に加入しながら、老人保健制度により医療を受けていましたが、4月からは、独立した新制度である「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

村職員の給与は、民間給与の調査に基づく福島県人事委員会の勧告、及び国や他の地方公共団体などとの均衡を考慮しながら、村議会の審議を経て条例で定めることになっていきます。村職員などへの給与の支給状況を広く知っていただくために、「地方公務員給与実態調査」などを基にお知らせします。

1 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
18年度	7,557 人	2,984,937 千円	70,819 千円	688,890 千円	23.1 %	23.0 %

2 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人あたり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	71	288,307 千円	40,527 千円	117,332 千円	446,166 千円	6,284 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
玉川村	42.5歳	328,400円	431,067円	357,804円
国	40.7歳	325,724円		383,541円

4 初任給及び学歴別・経験年数別平均給料月額の状況 (平成18年4月1日現在)

区分		玉川村	福島県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,200円	176,800円	170,200円
	高校卒	138,400円	142,800円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	151,050円	-
	中学卒	131,500円	135,900円	-

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成18年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	242,900円	292,700円
	高校卒	202,550円	277,700円	327,500円

6 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、主事補	6人	11.5%
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事	11人	21.2%
3級	係長、主査	11人	21.2%
4級	課長補佐及び主任主査	12人	23.1%
5級	課長、政策主幹及び主幹	11人	21.2%
6級	参事、総務課長	1人	1.9%

(注) 1 玉川村の給与と条例に基づき給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

7 職員手当の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	内容	金額
勤労手当	1人当り平均支給額(18年度)	1,646千円
期末手当	(18年度支給割合)	
	期末手当 勤勉手当	2.95月 1.45月
退職手当	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	
	勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続30年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 なし) (2~20%加算)	
勤務時間外手当	支給実績(18年度決算)	11,385千円
	職員1人当り平均支給年額(18年度決算)	211千円
勤務時間外手当	支給実績(17年度決算)	11,363千円
	職員1人当り平均支給年額(17年度決算)	211千円

その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当り平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養2人まで(配偶者扶養)6,000円 " (配偶者非扶養)6,500円 配偶者無 11,000円 16歳~22歳までの子 5,000円加算	9,474千円	226千円
住居手当	自宅 2,500円~3,500円	3,510千円	113千円
	借家 家賃月額9,500円以上で100円~27,000円		
通勤手当	交通機関利用 55,000円まで全額。55,000円を超えた場合、その超えた額の2分の1の額を55,000円に加算	3,062千円	44千円
	自家用車等利用 通勤距離に応じて2,300円~43,900円		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 課長 給料月額の7% 主幹 給料月額の4.9% 課長補佐 給料月額の3.5%	5,903千円	268千円
単身赴任手当	異動により配偶者と別居することになったとき(異動距離60km以上) 月額23,000円~45,000円	0千円	0千円
手宿日直	日直により休日に勤務したとき 1回につき4,200円	500千円	8千円
寒冷地手当	11月~3月まで支給 世帯主で扶養あり 17,800円 世帯主で扶養なし 10,200円 その他 7,360円	5,089千円	67千円

8 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等
給料	村長 644,300円
	副村長 516,000円
	教育長 482,800円
報酬	議長 288,800円
	副議長 227,100円
	議員 211,900円
期末手当	村長 副村長 (18年度支給割合) 6月期 1.6月分 12月期 1.7月分 計 3.3月分
	議長 副議長 (18年度支給割合) 6月期 1.6月分 12月期 1.7月分 計 3.3月分
退職手当	村長 副村長 教育長 算出方式 給料月額 × 在職期間 × 支給率 0.48 給料月額 × 在職期間 × 支給率 0.29 給料月額 × 在職期間 × 支給率 0.20
	村長 副村長 89,000円 89,000円

詳しくは村のホームページ <http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp> をご覧ください。

お知らせします

村職員の給与

人件費削減に向けた現在の取り組み
村では、現在の経済状況等を踏まえ、次の取り組みを行なっています。

- 特別職及び議員の給料月額をそれぞれ減額してあります。
村長・副村長及び教育長 ↓15%減額
村議員 ↓5%減額
- 管理職(課長補佐以上の職員) 手当支給額30%減額

桜の名所にしたい”

南須釜地区村民懇談会

今年度第4回目の村民懇談会が12月25日、南須釜公民館で開かれました。

南須釜区での懇談会には、小原重孝区長をはじめ約20人の区民が出席。東福寺の念仏踊りには村外から多くの人が集まり、区の誇りであるなどの声や、村に対する要望など、活発に意見が交わされました。



桜の名所にしたいなどの意見が出された懇談会

“今年1年の飛躍誓う”

新春互礼会

村と村商工会の主催による平成20年新春互礼会が、1月4日にマーヴェラス末広で開催されました。

村、村議会、商工会、企業等から関係者108名が出席しました。

石森春男村長が「人の交流をキーワードに知恵を出し汗を流して、人と地域が共存する自律に向けた村づくりを目指したい」とあいさつ。境田孝意村商工会長が「地域の商業活性化事業の推進を図り、後継者の育成や創業者の創出支援、空き店舗の利活用など地域の更なる活性化に努めたい」とあいさつしました。

玄葉光一郎衆議院議員、荒井広幸参議院議員、塩田金次郎県議会議員、矢部玄信村議会議長の祝辞に続き、石井源三郎村商工会副会長の乾杯で祝宴に入り、出席者が親睦を深めました。

アトラクションでは、南須釜の西郷渡・北ノ宿民俗芸能保存会（小原安春代表）による獅子舞が演じられ、会場は大いに盛り上がりました。



新年のあいさつを述べる石森村長



会場を華やかな雰囲気包んだ『獅子舞』

防火への誓い新たに

玉川村消防団出初式

1月6日、玉川村消防団恒例の出初式がたまかわ文化体育館で行われ、消防団員224名、婦人消防隊員20名の計244名が参加し、防火活動への誓いを新たにしました。

式では、統監の石森春男村長が「決意を新たに予防消防に努めてほしい」と訓示後、観閲、通常点検と行われ、来賓の祝辞を受けた阿部金四郎団長が、力強く答辞を述べました。



キビキビと式に臨む団員ら

“小正月の風物詩”

伝統行事『やっちゃ小屋』

1月14日、南須釜地区と山小屋地区に古くから伝わる小正月の伝統行事『やっちゃ小屋』が、それぞれ行われました。

夕方からワラで作った小屋の中で、子どもたちが餅を焼いたりして楽しんだ後、午後7時過ぎ、地元の人が持ち寄った正月飾りやしめ縄といっしょに小屋に火がつけられると、赤い炎が夜空を焦がしていました。



赤々と燃え上がる南須釜の『やっちゃ小屋』

四辻の集落営農さらに前進

農用地利用規程認定書交付式

1月22日、四辻新田地区農用地利用規程の認定書交付式が役場村長室で行われ、石森村長から四辻新田集落営農組合の大和田宏組合長へ認定書が手渡されました。

地区内の41戸の農家で組織された四辻新田集落営農組合は、昨年4月に設立されました。

今回の農用地利用規程の認定で、山小屋地区に次いで村内では二つ目の農用地利用改善団体の誕生となりました。



村長から認定書の交付を受ける大和田組合長

トラハイ全線開通へスピードアップ!

あぶくま高原道路工事安全祈願祭

あぶくま高原道路の未着工区間であった「(仮称)飯野三春石川IC～(仮称)下蓬田PA」間、6.9キロの工事着工に伴う安全祈願祭が、1月25日に平田村西山地内の現地で行われました。

祈願祭には関係者約70人が出席し、工事の安全と平成22年度中の全線開通を祈願しました。



安全祈願祭でクワを入れる草野副村長(右)

“ふる里の宝”南須釜の念仏踊り

「福島遺産百選」認定証贈呈

福島民友新聞社の「福島遺産百選」

認定事業で『南須釜の念仏踊り』が選定され、1月30日、役場村長室で認定証贈呈式が行われました。

小野伸一郎石川支局長から認定証を贈られた南須釜念仏踊保存会の大野勝雄会長は「永く後世に伝えるため今後とも努力したい」と喜びを語っていました。



認定証を手にする大野会長(左)と石森村長



僕たち、虫歯ないヨ!

良い歯の子どもたち

今年度4回目の3歳児健診が、1月25日(金)村保健センターで行われ歯科検診の結果、虫歯のなかった子どもたち6名を紹介します。

【順不同。()は保護者と地区名：敬称略】



溝井 優太くん
(敦・小高)



奥野 幹輝くん
(堅一・岩法寺)



野口 宗矩くん
(庄蔵・北須釜)



水野 豊大くん
(豊一・蒜生)



塩澤 拓真くん
(賢一・北須釜)



大野 樹生くん
(順治・岩法寺)

文芸

literature

さるなし俳句会初句会吟詠

左義長の火の粉つぎつぎ星になる	仁
七種のまったりと炊け厨の灯	由記
山門の久に賑わし寺年始	真知
余生に入る夫が茶を淹る三日かな	華
淑気享く歩き始めの一步かな	今朝
児の書きし落書きの夢冬うらら	公
年明くる米寿の父の壮健に	美枝
指先の動きもかろし注連を綯う	仁美

花愁短歌会玉川支部詠草集

村公民館

二歩三歩向かいてゆけば朝の陽が今日の元気を甦らせる
小針 愛子

そよそよと吹く子風にも散り敷きて彩る庭の南天の花
小針みね子

大正に生まれ平成を尚生きん命のかげに差す日の光
真弓 はん

廃校の跡の公園訪ねては空を見上ぐる学童らのあり
吉田 英祐

師の教え力添えありおのが背を押さるる感に歌一首成す
吉田ハツ子

お知らせ

Information



成人式より



『団子さし飾り』より



消防出初式より

- 総務課 57-4621
- 住民税務課 57-4622
57-4624
- 健康福祉課 57-4623
- 保健センター 37-1024
- 会計室 57-4625
- 地域整備課 57-4626
57-4631
- 企画産業課 57-4627
57-4629
- 農業委員会 57-4628
- 議会事務局 57-4630
- 教育委員会 57-4633
- 公民館 (文化体育館) 57-4632
- 須釜支所 57-2061

悪質業者にご注意ください

催眠商法(SF商法)

業者が家を訪れ「近所にお店をオープンするので記念品を配っております。ぜひ、いらしてください」などと誘われ、民家の一室を借り上げた会場に行ったところ、数十万円する温熱治療器を売りつけられた、という苦情相談が県内の消費生活センターに多数寄せられています。

これは「催眠商法(SF商法)」といって、最初はティッシュペーパーやタオルなどを無料で配るなどして消費者を興奮状態に陥らせ、判断力を低下させてから高額商品を売りつける悪質商法の一つと思われる。一人で在宅中のお年寄りの方が狙われていますので、注意してください。

関連商法

『開運財布』や『幸せになる

置物』などの雑誌広告や新聞チラシ…。

業者は、藁をもつかむ思いで電話してきた消費者から悩み事や不満を巧みに聞き出した後、先生などと称する人が「先祖のたたりがある」「早死にする」などと不安をあおらせ、高額な商品の購入を勧めたり、祈禱やお祓いを受けようように勧めたりします。

・ その商品を買うことで、本来に将来の心配事が無くなったり、幸せになれたりするの冷静に考えてみましょう。

・ 一度契約に応じると、様々な口実で次々と商品を契約させられる可能性があります。

このような商品を購入するなどして、お困りの場合などには**福島県消費生活センター**にお早めに相談を！

☎024 521 0999

平成20年度電気通信サービスモニター募集

総務省東北総合通信局では、平成20年度電気通信サービスモニターを次により募集します。

応募資格

東北6県にお住まいの満20歳以上の方。ただし、総務省及び電気通信事業者で勤務経験ある方とその家族を除く。

内容

総務省が実施するアンケート(年2回)への回答。モニター会議への出席(別途依頼)

委嘱期間

6月1日から明年3月31日までの10ヶ月間。

謝礼金

アンケート及びモニター会議へ出席の謝礼金が別途支払われます。

募集人員

120名。

募集期間

3月3日から、4月4日まで(当日の消印有効)

応募方法

はがき又はファックスでの応募のみとなります。詳しくは総務省東北総合通信局電気通信事業課まで。

☎022 221 0628

自衛官募集

防衛省・自衛隊では、次により「2等陸・海・空士」の募集をしております。

募集期間

平成20年2月21日(金)まで

試験日

平成20年2月24日(日)

試験場所

陸上自衛隊郡山駐屯地(郡山市大槻町)

詳しくは自衛隊福島地方

協力本部白河地域事務所

☎0248 24 0372



すがま幼稚園の豆まき会(2月1日)より



南須釜の「やっちゃ小屋」

税

須賀川税務署(☎0248-75-2194)からのお知らせ

須賀川税務署では、平成19年分確定申告書作成会場を、須賀川市産業会館に設置します。
会場では、申告書を作成する際の不明な点を職員に質問しながら、自分の申告書をパソコンにより作成の上、その場で、「e Tax (国税電子申告・納税システム)による申告」を行うことができるようになりました。免許証・住民基本台帳カード等本人と確認できる書類をご持参下さい

期間及び時間：2月1日(金)～3月17日(月)【土・日・祝日除く】

なお、会場は大変混雑しますので、次による提出が大変便利です。

ホームページで申告書を作成し、郵送で提出……『確定申告書作成コーナー』を利用すれば大変便利です。国税庁ホームページアドレスは www.nta.go.jp です。

県中地方振興局(☎0249-35-1261)からのお知らせ

身体等に障害のある方のための自動車税の減免制度の改正について

自動車税の月割減免制度の創設

これまででは、4月1日以後に身障者手帳等の交付を受け減免の要件に該当することとなった場合は、翌年度に減免申請を行っておりましたが、20年度からは、手帳の交付が4月1日(賦課期日)以後であっても、随時減免申請を受付けることになり、申請の翌月以後の月数に応じ、年税額の月割相当額が減免となります。

【問合せは、県税課課税第二グループまで】

ご存知ですか？自動車税トラブル防止三か条 ～3月31日までに運輸支局へ登録を！～

- ① 抹消等の手続きは3月31日までに運輸支局で登録。
- ② 転居したら、車検証の住所変更を運輸支局で登録。
- ③ 納税証明書は車検証といっしょに大切に保管。またリサイクル券も次回車検時や廃車時に必要です。登録手続を依頼した場合は、登録の完了を必ず確認しましょう！

登録についての問合せ先

いわき自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2016

光ファイバーの実現に向け 緊急取組み実施！

パソコン等の普及には著しいものがあります。しかし、村内では最先端のインターネット環境である光ファイバー通信による「Bフレッツ」が未整備となっております。村では、このような情報格差の解消に向け、「Bフレッツ」サービスの早急な実施を通信会社（NTT東日本）へ要求することになりましたが、通信会社からの条件である、対象地域内（今回玉川村西部地区のみ）から560戸の仮申込書を集約し2月末までに通信会社へ提出するため、玉川村に早期にBフレッツを導入する会を設置し、仮申込書取りまとめ活動等を行っています。

2月末までに仮申込書（560戸分）の提出があれば、20年度中の実施検討が可能とのことであり、この機会を逃した場合は早期実施が困難となってしまいます。早期実施に向け、西部地区住民の皆様や事業所等のご理解とご協力が不可欠となりますので、仮申込書より早くお願いたします。

仮申込書の配付方法

- ① 西部地区各区分長経由で回覧文書により戸別配付及び各種団体等の代表者が会員等へ配付します
- ② 西部3小中学校の児童・生徒を通じ保護者へ直接配付します。

提出先及び期限

西部地区各区分長や村商工会または直接、役場総務課へ2月末まで。

②の場合は、各小学校へ提出可
問合せ先
玉川村役場総務課 ☎57 4621

玉川村史追録Ⅱ、継続販売中!!

昨年5月より販売されております『玉川村史追録Ⅱ』は、引き続き販売中です。原始・古代から現代までの新たな発見・研究成果等を527ページに網羅。さらに、昭和56年度以降の主な役職員の名簿も掲載されています。村民の皆様には特価で販売しておりますので、ぜひお買い求めください。

既刊『玉川村史』『資料編』『追録Ⅰ』も販売中

既刊村史等についても割引価格で販売しております。なお、数に限りがありますので、品切れの際はご容赦ください。追録Ⅱと既刊3冊のセットの場合4,000円で販売します。詳しい価格等、問合せは村教育委員会（☎57-4633）まで。

販売価格：1,000円

(村外の方は2,000円となります)



お誕生おめでとうございます

(12月21日～1月届出分)

地区名	出生児氏名	保護者名
川 辺	野 崎 あおい	智 之
蒜 生	稲 本 真 生	重 徳
〃	影 山 蓮	芳 征
〃	七 見 陽 菜	和 宏
小 高	高 橋 祐 真	祐一郎
岩法寺	小 林 健 汰	和 良
竜 崎	岡 部 瑞 希	正 樹
〃	草 野 遥 星	裕 二
南須釜	瀬 谷 桃 寧	大 志
〃	矢 吹 結 衣	稔
北須釜	小 針 陽 希	和 彦
吉	須 釜 瑞 稀	吉 彦
山小屋	石 森 慶 俐	洋 幸

おくやみ申し上げます

(12月21日～1月届出分)

地区名	死 亡 者	世帯主名
中	駒木根 シ ヅ	シ ヅ
北須釜	瀬 谷 昭 子	谷
吉	有 賀 操	久 嘉

寄付ありがとうございます

次の方々から社会福祉活動資金として寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。

(村社会福祉協議会：2月3日分まで)

中	駒木根 昭 様
北須釜	瀬 谷 谷 様
吉	有 賀 久 嘉 様
北須釜	老人クラブ 様
石川町	田 子 育 良 様

2月1日現在の村のようす

(前月比)

世帯数	2,021 戸	(+ 4戸)
人 口	7,487 人	(+ 14人)
男	3,719 人	(+ 8人)
女	3,768 人	(+ 6人)



いずみ幼稚園の豆まき会より

春季全国火災予防運動

期間:平成20年3月1日～3月7日

全国統一防火標語

『火は見てる
あなたが離れる その時を』

昨年、村内で発生した火災は5件で、平成18年の9件に比べ下回りましたが、住宅火災が依然として高い割合で発生しています。

火災の多くは、チョットとした不注意によるものです。ご家庭での“火の元”の安全確認をお願いします。

	19年	18年	比較
建物火災	3	3	0
林野火災	1	4	-3
車両火災	0	1	-1
その他の火災	1	1	0
計	5	9	-4

住宅防火 命を守る 7つのポイント

3つの習慣

- ・寝タバコは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすい物から離れた位置に。
- ・ガスコンロなどを離れるときは、必ず消火する。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐための、住宅用火災警報器の設置
- ・寝具や衣類及びカーテンからの出火を防ぐために防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器等を設置する。
- ・高齢者や身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる。

山火事に注意

この季節は、山火事が多く発生しています。風が吹いていなくても枯れ草に火がつくと、風をおこしながら燃え広がります。特に立ち枯れの草は思っている以上に速く燃え広がるので注意が必要です。

タバコの投げ捨てや野焼きの不始末など、少しの油断が山火事の原因となります。

山火事を防ぐには

- ・強風時、乾燥時には、焚き火・火入れはしない。
- ・火入れを行うときは、村の許可を必ず受ける。
- ・焚き火・火入れの後、その場所を離れるときは完全に消火する。

2008

3

March

月	火	水	木	金	土	日
○(休医)・休日当番医 ○(元)・元気スポーツクラブ ○文体・文化体育館 ○クラブ・文化体育館クラブハウス ○保セ・保健センター ○文庫・クックちゃん文庫 ○村グ・村民グラウンド ○就改・就業改善センター ○須公・須釜公民館					1	2 スノーボード教室 (7:30~猪苗代スキー場) (休医)田中内科医院 (石川町)
3	4 BCG接種(保セ) (12:45~13:15) 燃えるゴミ	5 なつ椿学級 (9:30須公) こぶし学級 (13:30就改) 資源ゴミ:東部 不燃ゴミ:西部	6 ラージボール卓球 (9:30文体) 燃えるゴミ	7 健康体操教室(3B) (9:30文体) 6~7ヶ月児健康相談会 (10:00保セ) 1歳児健康相談会 (13:00保セ)	8 (元)スポーツサロン (13:00文体)	9 (休医)ひらた中央病院 (平田村)
10	11 すくすくクラブ (10:00保セ) 燃えるゴミ	12 資源ゴミ:西部 不燃ゴミ:東部	13 ラージボール卓球 (9:30文体) 中学校卒業式	14 健康たいそう教室 (13:00プール) 燃えるゴミ	15	16 (休医)あつうみ内科医院 (玉川村)
17 幼稚園卒園式	18 燃えるゴミ	19 3~4ヶ月児健診 (13:30公立岩瀬病院) 資源ゴミ:東部 不燃ゴミ:西部	20 (休医)ひらた中央病院 (平田村)	21 健康たいそう教室(3B) (9:30文体) 小中学校修了式 小学校卒業式 燃えるゴミ	22 (元)スポーツサロン (13:00文体)	23 (休医)石川中央病院 (石川町)
24	25 燃えるゴミ	26 資源ゴミ:西部 不燃ゴミ:東部	27 ラージボール卓球 (9:30文体) 泉保育所修了式	28 健康たいそう教室 (13:00プール) 燃えるゴミ	29	30 (休医)ひらた中央病院 (平田村)
31						



いすみ幼稚園 (2月1日)



すがま幼稚園 (2月1日)

元氣いっぱい豆をまいて、“泣き虫鬼”や“好き嫌い鬼”をやっつけました。



広報紙に掲載された写真が欲しい方は

総務課広報広聴係 (57-4621) まで

この広報紙は適切に育まれた森から生まれたFSC認証紙を使っています。FSC認証紙は、適切に管理された森林の木材を原料としており、バランスの取れた「植林→育成→伐採→植林」のサイクルを通じて森林保全を行っています。森林保全を支援することによって地球温暖化の原因であるCO2削減にも役立ちます。

